

フコク生命は相互会社として透明性の高い経営に努めております。

●コーポレートガバナンス体制

コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社は、保険契約者が保険団体を構成し互いに助け合うために、その構成員となる相互会社こそが、以下の経営理念の実現に最適であると判断しています。

- ご契約者の利益擁護
- 社会への貢献
- 働く職員の自己実現

相互会社における保険事業はご契約者の事業であり、当社は、その保険事業の業務運営をご契約者から任せ

ています。そして、その負託に応え、保険金や給付金等を確実にお支払いするという責務を果たし続けるためには、いかなることがあっても生命保険会社として存続していかなければなりません。当社は、持続的かつ安定的に事業を継続し、ご契約者に安心を提供するため、この基本方針にもとづきコーポレートガバナンス体制を構築します。

コーポレートガバナンス基本方針

当社は相互会社であり、コーポレートガバナンス・コードの適用対象ではありません。しかしながら、当社のコーポレートガバナンスに対する考え方およびその充

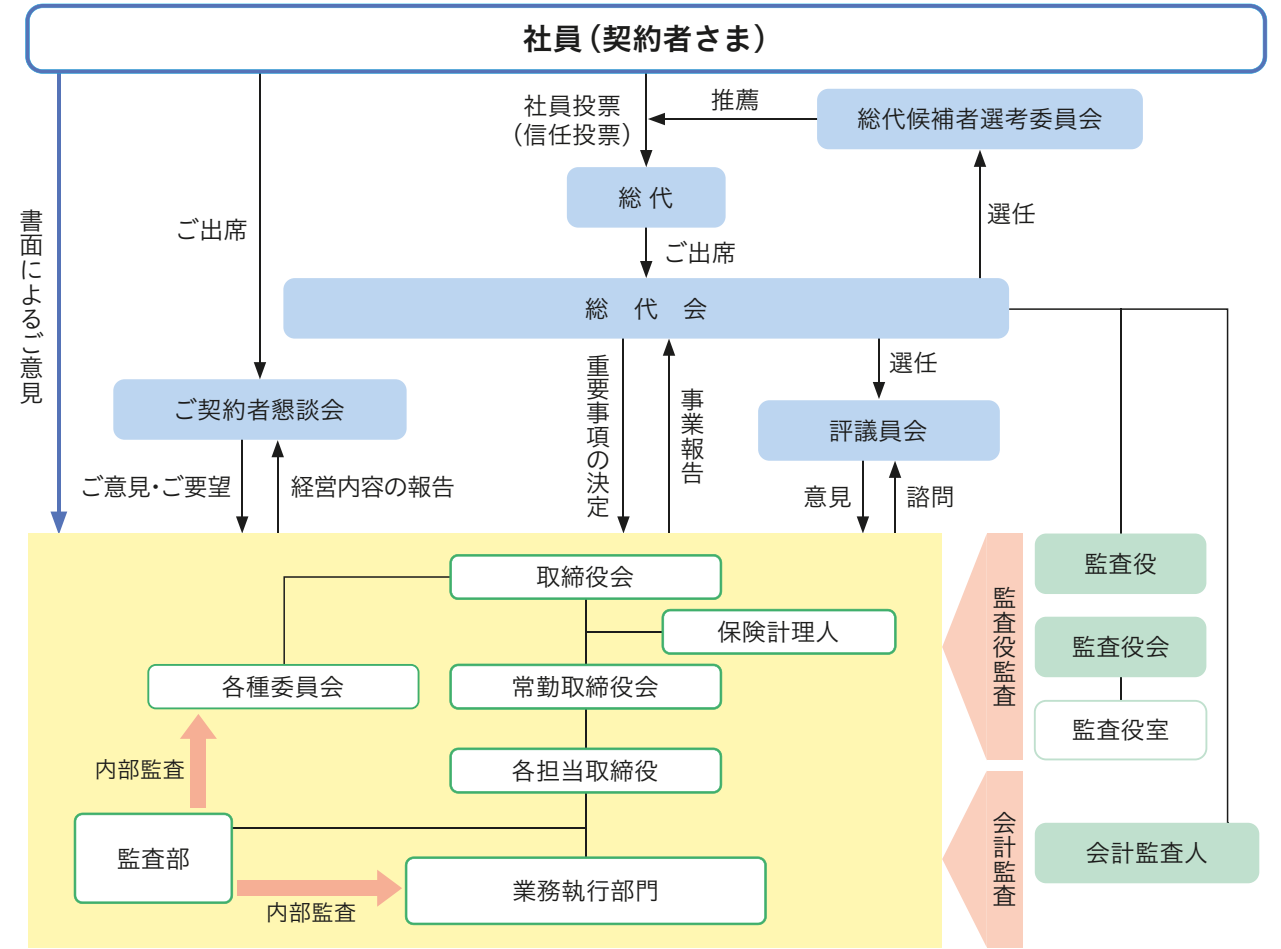
実に向けた取組みをご理解いただくために、「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」と共に公表しております。

「コーポレートガバナンス基本方針」および「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の全文は、当社ホームページに掲載しております。

<https://www.fukoku-life.co.jp/about/profile/corporategovernance/index.html>



■コーポレートガバナンス体制図



●相互会社運営

相互会社の仕組みについて

生命保険会社の会社形態には「相互会社」と「株式会社」の2つがあり、当社は相互会社です。どちらの会社形態であっても、ご契約者の保険契約上の権利義務に違いはありませんが、相互会社は、相互扶助の仕組みによって成り立つ公共性の高い保険事業を営む保険会社だけに認められている会社形態です。

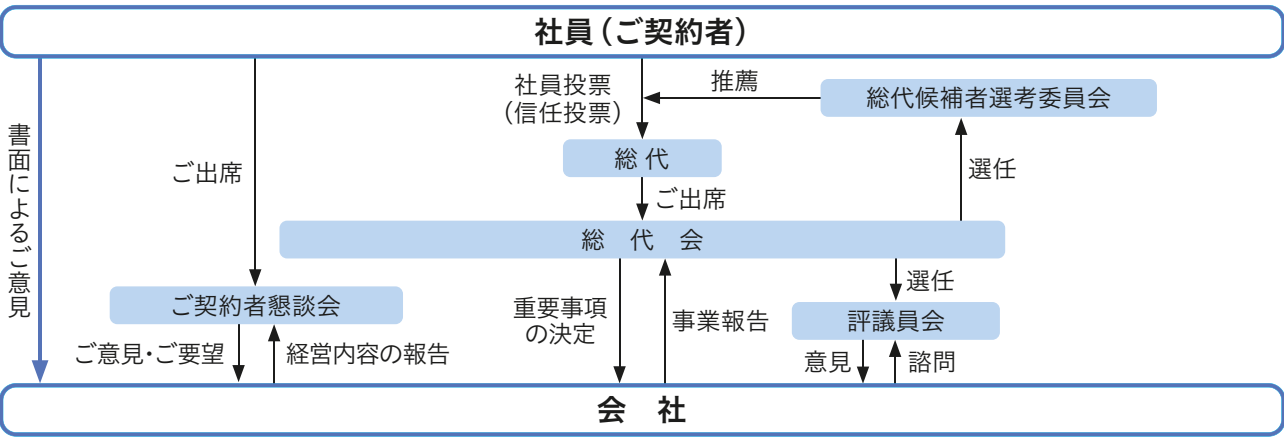
相互会社には「株主」は存在せず、ご契約者が原則として「社員※」となり、株式会社における「株主」のように、会社の構成員として会社運営に参加することが

できます。また、社員であるご契約者への利益還元として、毎年の決算における剰余金に応じ社員配当金の分配が行われます。

なお、2024年3月末の当社の社員数は、165万9,483名です。

当社は、相互扶助の精神にもとづく、公共性の高い生命保険事業を相互会社形態で行うことで、経営理念である「ご契約者の利益擁護」を実現してまいります。

※剰余金の分配のない保険契約のみのご契約者は、当社定款の定めにより社員とはなりません。



●総代会

総代会制度について

相互会社の最高意思決定機関は、「社員総会」またはこれに代わるべき「総代会」です。社員に会社の運営に直接参加していただくためには社員総会を開催しなければなりません。社員数が非常に多く、社員総会の開催は事実上困難です。

そこで、社員の中から選出された「総代」により構成される総代会において、事業活動の報告や剰余金の処分、定款の変更、取締役や監査役の選任などの重要事項を審議・決議しております。株式会社の場合は「株主総会」がこれに当たります。



第102回定時総代会

総代会の議案、議事録および主な質疑応答の要旨は、当社ホームページに掲載しているほか、本社および支社においても社員の皆さまに閲覧いただけるようにしております。

●第102回定時総代会の開催について

第102回定時総代会（2024年7月2日開催）において、次の事項が報告および決議されました。

- 報告事項

 - I. 2023年度事業報告の件
 - II. 2023年度貸借対照表、損益計算書及び基金等変動計算書報告の件
 - III. 相互会社制度運営報告の件
- 決議事項

 - 第1号議案 2023年度剰余金処分案承認の件
 - 第2号議案 社員配当準備金分配の件
 - 第3号議案 定款一部変更の件
 - 第4号議案 取締役11名選任の件
 - 第5号議案 監査役4名選任の件

●総代会の傍聴制度

当社では、社員に会社経営に対するご理解を一層深めていただくため、総代会の傍聴希望者を公募する制度を実施しております。

公募は、総代会開催前の一定期間、本社、支社および営業所などの店頭でポスターを掲示するとともに、当社のホームページに掲載する方法で行っております。

総代の選出について

● 総代の定数

当社では定款において総代の定数を120名、任期を4年（重任限度は2期8年）と定めております。当社の社員数は約166万人ですが、総代定数の120名は、幅広い社員のご意思が経営に反映されるよう総代の地域・職業・年齢・性別などの分散をはかるうえで十分であるとともに、事業活動の報告や議案の内容を審議・決議するには適正な人数であると考えております。

なお、総代は都道府県ごとにその社員数に応じて選出しますが、原則として各都道府県から最低でも1名を選出することとしております。

● 総代の選出方法

当社では、総代の選出にあたって、総代候補者選考委員会が推薦した総代候補者に対して全社員による社員投票（信任投票）を行い確定する方法を採用しています。

総代候補者選考委員会は、その事務局の事務局長を社外の方から選任することなどにより、総代選出プロセスについて会社からの独立性を確保しています。

総代の選考から確定までの具体的な方法は以下のとおりです。

まず、総代会において総代候補者選考委員が選任されます。定員は12名以内です。この総代候補者選考委員で構成された総代候補者選考委員会は、総代候補者選考基準にもとづき、社員のご意思が反映されるよう幅広い社員層から総代候補者を選考し、会社に推薦します。

次に、会社は、推薦を受けた総代候補者に関する公告を行い、個々の候補者に対して社員が社員投票（信任投票）を行います。各候補者は、総代として選出に同意しないとする投票数が社員投票の権利を有する社員の10分の1に達しない場合、総代として確定します。

当社では、総代の立候補制度は採用しておりませんが、以上の方法により、地域・職業・年齢・性別などの分散がはかられた幅広い層から、社員の代表としてふさわしい総代が選出されると考えています。

なお、2024年の第23期総代改選に向け、2022年の第100回定時総代会において、総代候補者選考委員11名が選任されました。2022年11月に開催された第1回総代候補者選考委員会において、総代候補者選考基準が承認されました。5回にわたる総代候補者選考委員会の審議を経て、120名の総代候補者が選考されました。

2024年7月から8月にかけて社員投票が実施され、9月8日に第23期総代として就任する予定です。

総代候補者選考基準

1. 総代候補者の資格基準

- 1) 2022年10月末日時点において、当社の社員（有配当保険に加入のご契約者）であること。
- 2) 他の生命保険会社の総代に就任していないこと。
- 3) 総代としての重任期間が2期を超えないこと。
- 4) 当社の現職役員および従業員でないこと。

2. 総代候補者の適格基準

- 1) 生命保険業および当社経営に対し認識と関心をもち、社員の代表として、ふさわしい見識を有していること。
- 2) 社員全体の利益の増進を図る観点から、総代会等の場で公正な判断を行うことが可能であること。
- 3) 総代会等への出席等、総代としての十分な活動が期待できること。

3. 総代候補者の構成基準

総代の社員代表機能と経営チェック機能の両面を重視する観点に立ち、幅広い層からの選定を行う。

- 1) 社員代表機能の面から、職業・年齢・性別等の要素を考慮した選定を行い、多様性が十分に確保されるように配慮する。
- 2) 経営チェック機能の面から、以下のとおり多様な視点から事業および経営への提言やチェックを行うことができる人を選定する。
 - ・消費者、生活者の視点から提言、チェックを行うことができる人
 - ・経営者の視点から提言、チェックを行うことができる人
 - ・専門家の視点から提言、チェックを行うことができる人
 - ・地域経済の視点から提言、チェックを行うことができる人
- 3) ご契約者懇談会の出席者から一定数の選定を行う。

4. 総代候補者の地域別定数の割当基準

総代候補者の地域別定数は、社員の地域別分布状況等に応じ、原則として次のとおりとする。ただし、選定過程において、下記割当を変更する場合は、総代候補者選考委員会の承認を得るものとする。

北海道	7名	（現員数 6名）	近 畿	15名	（現員数14名）
東 北	11名	（現員数10名）	中 国	9名	（現員数 9名）
関 東	44名	（現員数45名）	四 国	4名	（現員数 4名）
中 部	20名	（現員数20名）	九 州	10名	（現員数10名）

（注）第23期総代改選時の総代候補者選考基準を記載しています。

● 評議員会

当社は、経営の適正を期するための経営諮問機関として、評議員会を設置しております。評議員会では、当社から諮問を受けた事項および社員から書面で提出された会社経営に関する事項について審議することとしているほか、経営上の重要事項についてご意見をいただいています。

評議員会は、会社が推薦し、総代会で選任された評議員12名以内で構成されています。評議員は、社員のほか学識経験者を加えることができます。

相互会社の仕組みと運営に関するご意見については、以下のあて先までご送付ください。

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2- 2- 2
富国生命保険相互会社 総務部総務グループ宛

第102回定時総代会での質疑応答

定時総代会では総代の方々よりご意見・ご質問をいただき、それらに対する当社の取組みおよび方針をご説明しています。第102回定時総代会（2024年7月2日開催）での主な質疑応答は、以下のとおりです。

Q 若い世代の契約者が少ないように感じる。若い世代が保険の必要性を感じ興味があわくような商品を検討いただきたい。

Q 生命保険会社として持続可能な発展・成長を実現するためにも、若年層の加入・長期的な関係強化が重要と思われるが、フコク生命の若年層加入状況や、加入に向けた取組みや対応状況について教えてほしい。

Q 100周年イベントに参加させていただき、100周年プロジェクトは成功裏に終了したと思う。事業報告書に『これからも「THE MUTUAL」を掲げ、共感・つながり・支え合いをベースとした相互組織を進化させていく。』とあるが、具体的にどのような施策をお考えか。また100周年プロジェクトはフコク生命にとってどのような収穫があったのかを教えてください。

Q 本日の「配当還元の充実について」の説明で、フコク生命の配当還元に対する様々な取組みが理解でき、あらためてフコク生命の保険に加入してよかったと実感している。その配当還元について、長期継続契約者に配当を多く還元しているとの事だが、定期的に保障内容を見直している契約者に対しても配当は還元されるのか。

A 当社は以前から若年生計層をメインターゲットとした営業活動を行っており、主力商品「未来のとびら」の2023年度新規契約のお客さまのうち、20代が約32%、30代が約23%となっております。2022年度の全生命保険会社での新規契約では、20代・30代ともに約17%であり、当社の若年層の保険加入の割合は比較的高い傾向にあります。

一方、日本全体の人口構成において、若年層が減少していることに加え、新生児の数も2023年に過去最少となるなど減少していることをふまえると、今まで以上に若年層の新規加入者の獲得が重要であると考えております。

また、0歳～12歳までのお子さまがいらっしゃる方を対象とした会員制度「フコク赤ちゃん&キッズクラブ」を運営しております。会員に対して定期的な情報提供や各種イベントのご案内のほか、LINE公式アカウントの開設など、コミュニティ化の促進を図っており、2024年3月末時点での会員数は約50万人に達しています。

さらに、商品面では、昨年の学資保険に引き続き、本年4月には個人年金保険の保険料の引下げを実施し返戻率を高めました。これにより、4・5月の個人年金保険の契約件数は大幅に増加し、20代・30代では対前年同期比約8倍の伸展となっております。

そのほかにも、InstagramやLINEなどのSNSの活用、商品別の特設サイトの開設やサイトへの来訪者を増やすためのWEB広告の強化といった様々な取組みにより、特に若年層との接点の創出に努めております。

今後も若年層のニーズの把握に努め、それに適った保険商品やサービスの研究・開発に取り組んでまいります。

A 100周年プロジェクトの集大成である「THE MUTUAL DAY」にご参加いただきまして、誠に有難うございました。

まず、5年間にわたって活動してきた100周年プロジェクトの収穫としましては、大きく二点あげられるかと思います。

一点目は、当社が歩んできた100年を振り返る中で、「ご契約者本位」という創業時の想いや経営理念、あるいは社は・DNAとしての「最大たらんよりは最優たれ」といった我々のアイデンティティを再認識し、創業以来相互会社形態を貫く、日本で唯一の生命保険会社であることの意義や誇りを皆で共有できたということです。この点は最近実施しました職員意識調査にも顕著に表れております。

二点目は、多くの方にお褒めの言葉を頂きましたが、イベントの運営も含め、100周年プロジェクトの担い手となった当社の若手職員の力量やこれからの可能性を、改めて確認できたことです。

こうした収穫を活かすべく、まずは2025年度から始まる次期中期経営計画の策定に、社内公募にて手を挙げた中堅・若手職員が参画することとなりました。特に、これからの当社があるべき姿について、社内から広く意見を集め、彼らが具体策を検討しております。このような若手を主体としたボトムアップ的な施策の立案・実行が、当社が目指す「共感、つながり、支えあい」をベースとした相互組織をより進化させることに繋がっていくものと期待しているところであります。

A 保障内容を定期的に見直すことは重要です。その際、見直し前の保険契約で積み立てられた配当金は、見直し後の保険契約の保険料に充てられます。見直しにより配当がなくなることはありません。また、以前の主力商品は5年ごと配当タイプでしたので見直し後は配当を受け取るまでに5年かかりましたが、より早く、より多くの配当を還元するという考えのもと、2022年度の商品改定において毎年配当タイプに変更し、1年後から配当を受け取ることが出来るようにしました。今後も配当還元を通じて、お客さまの実質的な保険料負担の軽減に努めてまいります。

他23件

過去に開催された定時総代会での質疑応答につきましては、当社ホームページをご覧ください。

<https://www.fukoku-life.co.jp>

● ご契約者懇談会

ご契約者の皆さまのご意見を直接お伺いして経営に役立てること、また、生命保険や当社の経営内容をお伝えして当社への理解を深めていただくことを目的として、ご契約者懇談会を1975年度から全国の支社で開催しております。

■ご契約者懇談会の開催結果

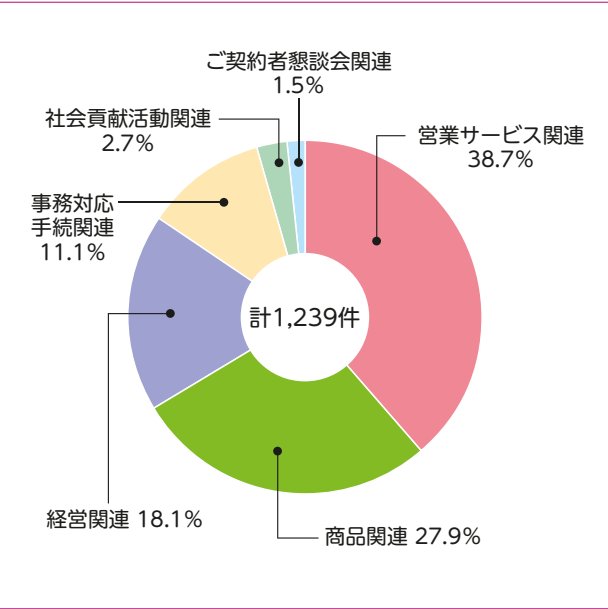
ご契約者懇談会でのご意見・ご質問などを総代会に反映させるため、2023年度は、2024年1月から2月にかけて、全62支社すべてで開催し、87名の総代を含む1,108名のご契約者にご出席いただきました。

ご契約者懇談会では当社の経営方針、商品概要や上半期の業績状況、配当還元の充実に向けた取組みなどについてご説明しました。ご出席いただいたご契約者から1,239件の貴重なご意見・ご質問をいただきました。

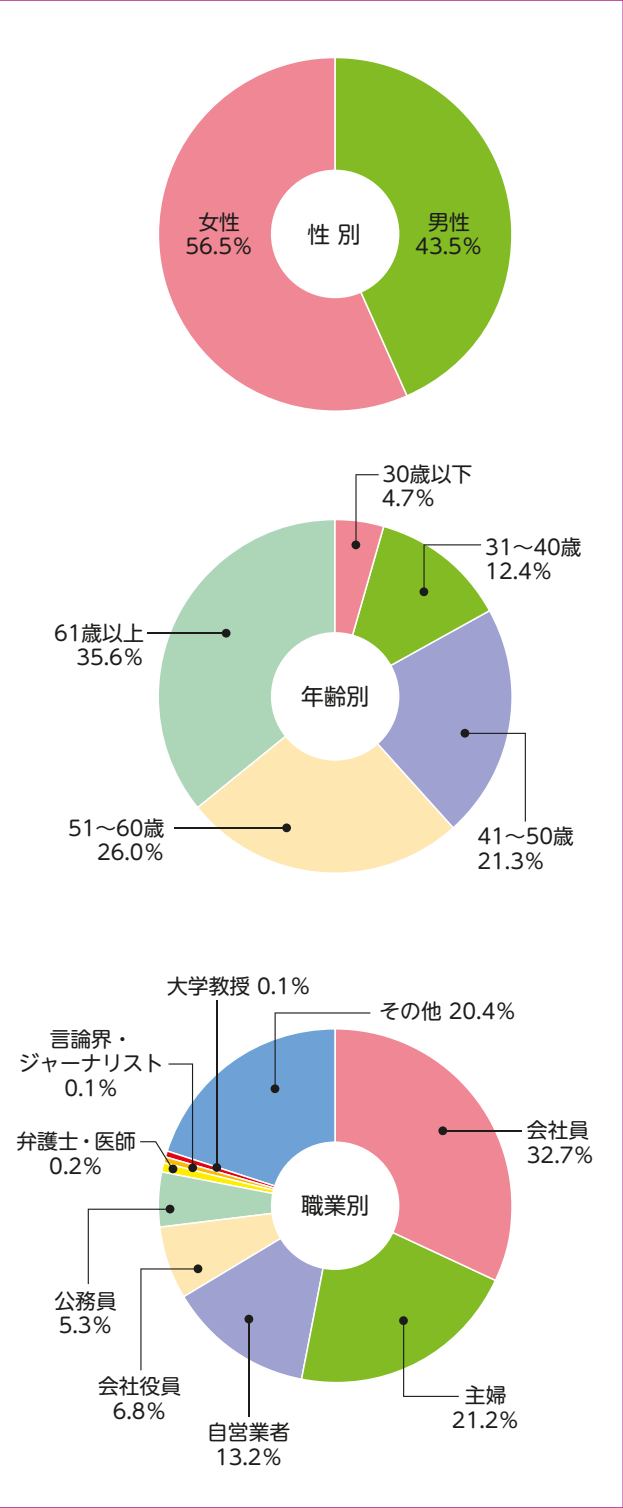
いただいたご意見・ご質問は、お客さまの声対策委員会で分析・検討するとともに、総代会や評議員会で報告するなど、積極的に経営に役立てるよう努めております。

ご意見・ご質問の内訳、ご出席者の内訳は以下の通りです。

■ご意見・ご質問の内訳



■ご出席者の内訳



■ご契約者懇談会での主なご意見・ご質問と当社の回答および対応状況

Q 貯蓄性商品のラインアップを増やしてほしい。

A 一時払の貯蓄性商品については、2016年7月に当時の金利の状況を勘案して販売を休止しましたが、再開に対するご要望が多く寄せられたことから、2019年4月より、フコクしんらい生命の利率更改型一時払終身保険を「代理・代行」のスキームを使って販売することで、お客さまのニーズへの対応を図りました。
また、平準払の貯蓄性商品としては、効率的な教育資金の準備を可能とする学資保険「みらいのつばさ」と将来の必要資金を計画的に準備できる個人年金保険「みらいプラス」を販売しております。学資保険「みらいのつばさ」については、昨今の市中金利の動向等をふまえ2023年4月に保険料率改定（引下げ）を実施し、より効率的な資金準備を可能としました。
貯蓄性商品については、今後のさらなる金利上昇を見据えて、適切な予定利率の設定や商品ラインアップの拡大も含め魅力的な商品の提供に向けた検討を続けてまいります。
【備考】個人年金保険「みらいプラス」についても、2024年4月に保険料率改定（引下げ）を実施しました。

Q 株式会社ではなく相互会社にこだわるのはなぜか。

A 当社は創業以来、相互会社形態を堅持する日本で唯一の会社です。実質的な創業者である第二代社長の吉田義輝は、「ご契約者本位」という想いのもと、相互会社形態にこだわりました。それは、保険会社は相互扶助の精神から生まれたご契約者を中心とする組織だからです。ご契約者は利用者（お客さま）であり会社の構成員（社員）でもあるため、相互会社である当社はご契約者に代わって事業運営をしているに過ぎないとも言えます。つまり「ご契約者本位」を徹底するためには、相互会社形態が最適であると考えます。
また、生命保険は超長期にわたりご契約者の契約を保障するため、資本コストの重い業種といえます。ご契約者の利益を守っていくためには、一般の企業以上に自己資本が必要です。しかし、自己資本の強化は、ROE（自己資本利益率）の低下を招きます。上場株式会社は、株主が重視するROEを高めるために、分子の利益を増やす必要がありますが、利益を増やすことは短期的には難しく、分母の自己資本を自社株買いで減らす動きがみられます。一方で、相互会社は株主がいないため、自己資本の充実を図ることができ、長期的な視点でご契約者の利益に専念することができます。上記の観点から、当社は相互会社形態が生命保険業に最適であると考えます。

Q 配当金をもらっている実感がないため、配当金の仕組みについて詳しく教えてほしい。

A 【配当金のお支払いについて】
・配当金の支払方式の多くが積立方式であり、所定の利率で付利したうえで配当金を積み立てております。現在積み立てられている配当金は毎年お届けしているフコク生命だよりに記載しており、ご要望があれば配当金を記載した「ふれあいレポート」をお持ちしますので、担当のお客さまアドバイザーにご連絡頂ければと存じます。
【配当金の仕組みについて】
・配当金は毎年の決算において生じた剰余をもとに、ご契約者にお支払いするものです。配当金のお支払いにあたっては、金融危機や巨大地震などいかなることが起こってもご契約時にお約束した保険金等を確実にお支払いできるよう、会社の健全性も踏まえたうえで行う必要があります。
・当社におきましては、業界トップクラスの健全性を維持したうえで、2022年度決算で11年連続となる増配を行いました。引き続き、財務基盤の強化を図るとともに、お客さまのご期待に応えられるよう配当還元の充実に努めてまいります。
【備考】
・2023年度は、利息及び配当金等収入が前年度を上回り過去最高を更新する見通しであることに加えて、新型コロナウイルス感染症に係る保険金や給付金の支払減少もあり基礎利益は大幅に増加し、健全性についてもソルベンシー・マージン比率は1,147.0%と前年度を上回りました。
・以上のことから、100周年を記念した特別配当を行うとともに、2024年4月に保険料率を改定（引下げ）した個人年金保険「みらいプラス」を販売したことを踏まえ、保険料率を下げたご契約と不公平がないよう、それ以前に加入された個人年金保険のご契約を対象とした利差配当を実施し、これに加えて終身保険特約・学資保険等も含めた貯蓄性商品に対して、足元の金利上昇にキャッチアップした利差配当の増配を行う予定です。これにより2024年度にお支払いする社員配当金は12年連続となる増配を行う予定です。

※回答は当時（2024年1月12日～2月16日）のものであり、2023年度決算の状況などその後の変化について【備考】に掲載しております。

● 経営管理体制

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会とその意思決定にもとづく業務執行機能を分離し双方の機能強化を図るため、執行役員制度を導入しております。業務執行にあたっては、社長執行役員およびその他の役付執行役員などで構成する常勤取締役会が、会社の重要な業務執行方針を審議しております。また、取締役会の下に各種委員会を設置し、内部管理態勢の強化に努めております。

取締役会の役割

取締役会は、業務執行に関する案件の審議を常勤取締役会に委任し、その役割を、法令または定款に定めがある事項のほか当社の目指すところを確立し、戦略的な方向付けを行うなどの重要な経営に関する方針等を決定することとします。

監査役・監査役会

当社は、公正な監査が行われるためには、取締役から独立した立場の者による監査が必要であり、また、監査の範囲や深度が拡大、深化する中、監査に専念できる環境が必要と考えており、監査役を設置しています。また、社外監査役3名と常勤監査役2名で構成される監査役会を設置しています。

取締役・監査役のスキルについての考え方

当社の取締役会は、重要な経営に関する方針を決定するとともに、取締役の職務執行を監督することを役割としております。取締役会がその役割を適切に果たすためには、当社の事業内容、事業特性等を踏まえ、取締役会

全体として必要なスキルが備わっていることが必要です。取締役に必要なスキルは、コーポレートガバナンス基本方針の取締役選任基準にて「企業経営」「金融経済」「財務」「会計」「税務」「法務」「IT」に関するいずれかの優れた専門知識を持つこととしており、これらはあらゆる判断のベースになると考えております。また、「人材開発・人事」・「営業・マーケティング」も、重要な経営に関する決定や監督を行う上で、重要なスキルであると認識しております。さらに、生命保険業に関する高度な知識である「数理」・「リスク管理」・「資産運用」についても重要なスキルであると考えております。社外取締役には、特に中長期的な視点から当社の経営、ビジネスモデルに対する助言を期待しております。監査役についても、取締役の職務の執行を適切に監査するためには、取締役会と同様のスキルを備える形で監査役会が構成されることが望ましいと考えております。その中でも「企業経営」「財務」「会計」「法務」のスキルは特に重要と考えております。現在の取締役会・監査役会は全体として必要なスキルが備わっているものと考えております。

■スキルマトリックス

氏 名	役 職	企業経営	金融経済・資産運用	財務・会計・税務	法務・コンプライアンス	IT	人材開発・人事	営業・マーケティング	数理・リスク管理
米山 好映	代表取締役社長 社長執行役員	○	○	○			○		
林 俊勝	取締役 副社長執行役員	○	○	○		○	○		○
渡部 毅彦	取締役 専務執行役員	○	○	○					
北村 康幸	取締役 専務執行役員	○			○	○		○	
砂本 直樹	取締役 常務執行役員	○	○	○		○			○
山田 一郎	取締役 常務執行役員	○	○	○				○	
佐藤 広	社外取締役	○	○		○		○		
小巻 亜矢	社外取締役	○					○	○	
渡辺 一	社外取締役	○	○	○	○		○		
近藤 健	取締役執行役員	○					○	○	
吉田 勇治	取締役執行役員	○			○		○		
根津 嘉澄	社外監査役	○		○	○		○		
高橋 恭平	社外監査役	○		○			○		
渡部 肇史	社外監査役	○		○	○		○	○	
黒田 啓一	監査役	○			○	○	○	○	
重松 秀明	監査役	○		○					○

※上記は当社取締役・監査役が有する専門性・経験のすべてを記載したものではありません。また、社外取締役・社外監査役については、当社が特に期待しているスキルを示しております。

取締役会の実効性評価

当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」第6条に基づき、取締役会の実効性評価を実施し、取締役会において分析・評価を行い、結果の概要を開示することとしています。

1. 2023年度評価の実施概要

- (1) 対象者
全取締役（12名）及び全監査役（5名）
- (2) 対象評価期間
2023年4月～2024年3月
- (3) 実施方法
質問票形式の自己評価に基づく評価結果を踏まえ、取締役会において審議
- (4) 実施時期
2024年4月
- (5) 評価項目（もしくはアンケートにおける主な質問テーマ）
①取締役会の構成、②取締役会の運営、③取締役・監査役への情報提供、④取締役・監査役自身の職務遂行、⑤取締役会の役割・責務、⑥取締役会の実効性評価

2. 2023年度の評価結果

当社の取締役会は、⑥取締役会の実効性評価が引き続き高い評価となっており、取締役会は適切に運営され、概ね良好にその機能を発揮していると判断しております。一方で、①取締役会の構成（取締役会の多様性）②取締役会の運営（多様な視点からの検討）③取締役・監査役への情報提供（知識の習得・会社からの情報提供）など改善の余地がある項目を確認いたしました。取締役会の更なる実効性向上のため、昨年度に引き続き、以下の事項についても取り組むべきであることが認識されました。

- ・自社の将来の姿を見据えた、取締役会の多様性の在り方に対する検討・議論
- ・自社の中長期的な環境変化や重要経営課題等に対する議論を通じた認識共有
- ・取締役会等の実効性の一層の向上を目的とした相互会社としてのコーポレートガバナンスの在り方に対する議論

これらの課題につきましては、当社の目指す方向性や事業環境等を踏まえ、引き続き実効性を高めるための取り組みを進めてまいります。

社外役員の車座ミーティング

当社は、「人づくりは場づくり」という観点で、2022年度より役員（社外役員も含む）による車座ミーティングを実施しています。自由闊達な議論により役員の経験に基づく実践知に触れることで、職員は刺激を受けるとともに、新たな価値創出のヒントを得ます。また、社外役員にとっては、職員との対話を通じて当社への理解を深める場となっています。2024年6月末時点で計10回開催し、52名の職員が参加しました。



小巻取締役の車座ミーティング



高橋監査役の車座ミーティング

取締役

氏名 (生年月日)	略歴
 代表取締役社長 社長執行役員 米山好映 1950年6月23日生	1974年 富国生命入社 総合企画室長を経て 2002年 取締役総合企画室長 2005年 常務取締役 2009年 取締役常務執行役員 2010年 代表取締役社長社長執行役員 現在に至る
 取締役 副社長執行役員 林俊勝 1958年11月5日生	1981年 富国生命入社 融資部長、経理部長を経て 2012年 執行役員総合企画室長 2012年 取締役執行役員 総合企画室長 2014年 取締役執行役員 2016年 取締役常務執行役員 2019年 取締役専務執行役員 2024年 取締役副社長執行役員 お客さまサービス本部長 現在に至る
 取締役 専務執行役員 渡部毅彦 1962年4月29日生	1986年 富国生命入社 財務企画部長を経て 2016年 執行役員財務企画部長 2016年 取締役執行役員財務企画部長 2019年 取締役執行役員 2020年 取締役常務執行役員 2024年 取締役専務執行役員 現在に至る
 取締役 専務執行役員 北村康幸 1958年4月16日生	1981年 富国生命入社 営業企画部長、総合企画室長、 東京支社長を経て 2012年 執行役員営業企画部長 2016年 取締役執行役員 2020年 取締役執行役員 お客さまサービス本部長 2021年 取締役常務執行役員 お客さまサービス本部長 2024年 取締役専務執行役員 現在に至る
 取締役 常務執行役員 砂本直樹 1965年2月12日生	1988年 富国生命入社 主計部長、保険計理人兼リスク 管理統括部長を経て 2018年 執行役員保険計理人兼リスク 管理統括部長 2020年 執行役員リスク管理統括部長 2020年 取締役執行役員 リスク管理統括部長 2024年 取締役常務執行役員 現在に至る
 取締役 常務執行役員 山田一郎 1961年5月11日生	1984年 富国生命入社 株式部長を経て 2017年 執行役員株式部長 2018年 執行役員有価証券部長 2022年 常務執行役員総合営業推進部長 2024年 取締役常務執行役員 現在に至る

氏名 (生年月日)	略歴
 取締役 佐藤広 1950年10月22日生	2022年 富国生命取締役 現在に至る 2009年 東京都副知事 2012年 東京信用保証協会理事長 2022年 東京都国民健康保険団体連合 会理事長 現在に至る
 取締役 小巻亜矢 1959年8月16日生	2023年 富国生命取締役 現在に至る 2019年 サンリオエンターテイメント 代表取締役社長 サンリオ ピューロランド館長 現在に至る
 取締役 渡辺一 1958年10月31日生	2024年 富国生命取締役 現在に至る 2018年 日本政策投資銀行代表取締役 社長 2023年 日本経済研究所代表取締役 会長 現在に至る
 取締役執行役員 近藤健 1964年7月27日生	1987年 富国生命入社 町田支社長、人材開発本部長、 富山支社長兼北陸ブロッ ク長を経て 2017年 執行役員人事部長 2021年 執行役員業務部長 2022年 取締役執行役員業務部長 2023年 取締役執行役員 現在に至る
 取締役執行役員 吉田勇治 1966年2月25日生	1988年 富国生命入社 契約管理部長、営業管理部長、 総務部長を経て 2021年 執行役員総務部長 2023年 取締役執行役員 現在に至る

※佐藤広氏、小巻亜矢氏および渡辺一氏は、社外取締役です。

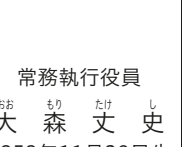
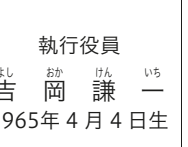
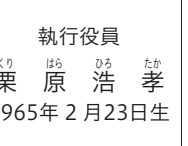
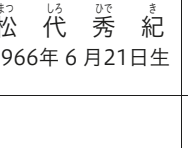
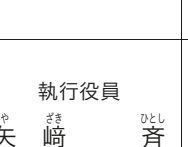
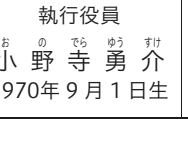
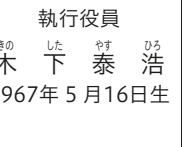
監査役

氏名 (生年月日)	略歴
 監査役 根津嘉澄 1951年10月26日生	2002年 富国生命監査役 現在に至る 1999年 東武鉄道代表取締役社長 2018年 代表取締役社長社長執行役員 2023年 代表取締役会長 現在に至る
 監査役 高橋恭平 1944年7月17日生	2016年 富国生命監査役 現在に至る 2005年 昭和電工(現レゾナック・ホー ルディングス) 代表取締役 社長 2007年 代表取締役社長兼社長執行 役員 最高経営責任者 (CEO) 2011年 代表取締役会長 2015年 取締役会長 2017年 取締役 2017年 相談役 ～2024年3月
 監査役 渡部肇史 1955年3月10日生	2024年 富国生命監査役 現在に至る 2016年 電源開発代表取締役社長 2023年 代表取締役会長 現在に至る
 監査役(常勤) 黒田啓一 1959年3月3日生	1982年 富国生命入社 徳島支社長、人事部長、契 約管理部長、富山支社長兼 北陸ブロック長、事務企画 部長を経て 2017年 執行役員事務企画部長 2018年 執行役員 お客さまサービス本部長 2018年 取締役執行役員 お客さまサービス本部長 2020年 取締役執行役員 2023年 監査役 現在に至る
 監査役(常勤) 重松秀明 1963年11月23日生	1986年 富国生命入社 総合企画室部長、経理部長を 経て 2019年 執行役員総合企画室長 2022年 監査役 現在に至る

※根津嘉澄氏、高橋恭平氏および渡部肇史氏は、社外監査役です。

取締役および監査役人数
男性15名 女性1名
(取締役および監査役のうち女性の比率6.3%)

執行役員

氏名 (生年月日)	略歴
 常務執行役員 大森丈史 1959年11月28日生	1983年 富国生命入社 横浜支社長、宇都宮支社長兼関東 ブロック長、業務部部长、福島支 社長兼東北ブロック長を経て 2016年 執行役員福島支社長兼東北ブロッ ク長 2018年 執行役員業務部長 2021年 常務執行役員 人材開発本部副本部長 現在に至る
 執行役員 吉岡謙一 1965年4月4日生	1988年 富国生命入社 東京湾岸支社長、広島支社長兼 中四国ブロック長、業務部部长、 富山支社長兼北陸ブロック長、 大阪北支社長兼近畿ブロック長 を経て 2021年 執行役員大阪北支社長兼近畿ブ ロック長 2023年 執行役員業務部長 現在に至る
 執行役員 栗原浩孝 1965年2月23日生	1987年 富国生命入社 八王子支社長、人材開発本部長、 京浜支社長兼首都圏第二ブロッ ク長、大阪北支社長兼近畿ブロッ ク長を経て 2019年 執行役員大阪北支社長兼近畿ブ ロック長 2020年 フコクしんらい生命保険 取締役 専務執行役員 2022年 執行役員福島支社長兼東北ブロッ ク長 現在に至る
 執行役員 松代秀紀 1966年6月21日生	1989年 富国生命入社 前橋支社長、総合企画室部長、 営業企画部長を経て 2022年 執行役員営業企画部長 2024年 執行役員契約医務部長 現在に至る
 執行役員 江口修 1966年8月12日生	1989年 富国生命入社 熊本支社長、名古屋支社長兼中部 ブロック長、業務部部长、富山支 社長兼北陸ブロック長を経て 2022年 執行役員富山支社長兼北陸ブロッ ク長 2023年 執行役員大阪北支社長兼近畿ブ ロック長 現在に至る
 執行役員 矢崎斉 1966年6月9日生	1989年 富国生命入社 人材開発本部長、フコクしんらい 生命保険執行役員窓販営業推進 部長、総合営業推進部部长を経て 2023年 執行役員総合営業推進部部长 2024年 執行役員法人営業部長 現在に至る
 執行役員 尾本博 1966年8月20日生	1990年 富国生命入社 契約管理部長、関連事業部長、 人事部長を経て 2024年 執行役員人事部長 現在に至る
 執行役員 木下泰浩 1967年5月16日生	1990年 富国生命入社 大津支社長、京浜支社長兼首都 圏第二ブロック長、お客さまサー ビス部長、富山支社長兼北陸ブ ロック長を経て 2024年 執行役員富山支社長兼北陸ブロッ ク長 現在に至る
 執行役員 小野寺勇介 1970年9月1日生	1993年 富国生命入社 財務企画部長、有価証券部部长、 金融商品投資部長を経て 2024年 執行役員金融商品投資部長 現在に至る

「内部統制システムの基本方針」にもとづき、内部管理態勢の充実に努めております。

当社は、ご契約者の生活を守る公共性の高い生命保険業を営む相互会社として、経営の健全性・適切性の確保に向け、業務の適正を確保するための体制への対応として「内部統制システムの基本方針」を定めております。この方針にもとづき、リスク管理態勢やコンプライアンス態勢をはじめとする内部管理態勢の充実に努めております。

●内部統制システムの基本方針

内部統制システムの基本方針

- 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項
- (1) コンプライアンス重視を醸成する経営を確保するための体制
- (2) 反社会的勢力との関係を遮断するための体制
- (3) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る体制
- (4) お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理を行うための体制
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 5 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 6 当社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 7 監査役の職務を補助すべき使用人の配置、当該使用人の取締役からの独立性、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 8 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をした者がこれにより不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 9 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針
- 10 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

※上記は、「内部統制システムの基本方針」の項目のみを記載しています。

●統合的リスク管理

“お客さま基点”にもとづくリスク管理

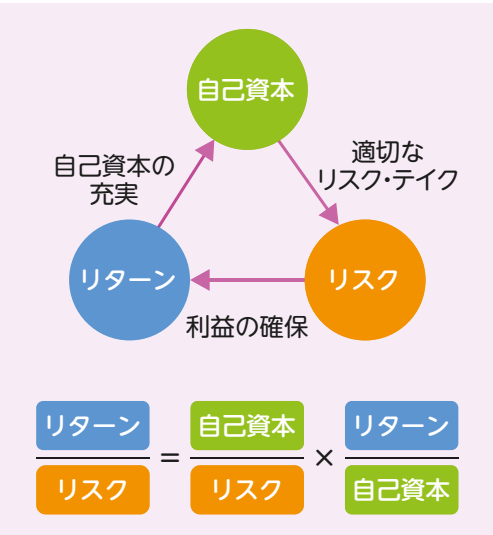
生命保険は、万が一のときに保険金や給付金をお支払いする「約束」であり、お客さまとの一生涯にわたる、さらには世代を超える約束です。お客さまとともに歩む長い年月の間には経済環境の激変や大災害といった出来事が起こるかもしれません。そのようなときこそ生命保険会社の役割はいっそう重要になります。

いかなるときでも約束を守る、この揺るぎない信頼があってこそはじめてお客さまにご安心いただけます。当社は将来にわたってこの信頼に応え続けるために、役職員一人ひとりが役職に応じたリスク管理を担うという認識のもと、多様化・複雑化するリスクを戦略的な観点から全体的に管理する統合的リスク管理（ERM）を推進しております。

自己資本、リスクおよびリターンの一体的な管理

当社は相互会社として何十年も先を見据えてお客さまの利益を考える経営のもと、リスクに十分に対応するための自己資本の充実と、その源泉となる利益（リターン）の安定的な確保に努めております。利益はリスクと表裏一体の関係にあり、利益を安定的に確保するためには適切なリスク・テイクが必要となります。自己資本、リスクおよびリターンの一体的な管理とは、自己資本の充実度を踏まえた適切なリスク・テイクにより利益を確保し、その結果、自己資本の充実度が向上し適切なリスク・テイクが促進される、そのような好循環の実現を目指す高度なERMの考え方です。

当社では、ESR（自己資本／リスク）、RORC（リターン／リスク）、Economic IRR（リスクを初期投資とした内部収益率）等の重要リスク管理指標を経営に活用することで、自己資本、リスクおよびリターンの一体的な管理を推進しております。



ERMフレームワーク

当社は実効性のあるリスクガバナンスのもと、リスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）の一連のプロセスにもとづくPDCAサイクルの実践を通じて、自己資本、リスクおよびリターンの一体的な管理を推進し、自己資本の充実に努めております。

●リスク選好

経営方針を踏まえたリスク・テイクの戦略目標と同目標に沿ったリスクの許容範囲をリスク選好として定め、「リスク・テイク・ステートメント」に明記しております。

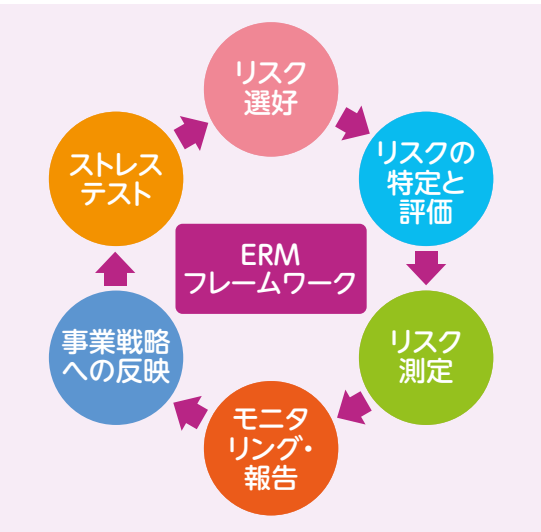
リスク・テイク・ステートメント

I. リスク・テイクの戦略目標

- 保険引受を収益の主たる源泉とする
- 資産運用は安全かつ有利を原則とする
- 「お客さま基点」で、差別化による業界最高水準のサービスを提供する
- 将来に備え自己資本等の強化を目指す

II. リスクの許容範囲

- バッファーとして事業継続可能なだけの資本を経営に留保しておく
- 自己資本等から経営留保資本を控除した資本で、業務運営上発生しうるリスクによる損失をカバーする



● リスクの特定と評価

リスク・プロファイルを通じて、全社ベースのリスクの特定と評価を行っております。リスク・プロファイルとは、経済環境、政治・社会環境、監督・業界・競争、技術革新、商品設計、契約者行動等の観点から会社が損失を被る可能性のある事項を潜在的なリスクを含めて漏れなく洗い出し、その発生頻度と影響度にもとづき分類するものです。特定されたリスクは、計量化可能なものについては国際的な健全性規制の手法も踏まえたうえで、計量化不可能なものについてはリスク管理委員会の合議にもとづき客観性を確保したうえでそれぞれ評価しております。

● リスク測定

特定・評価されたリスクは、リスクの顕在化を判定するための基準を設定したうえで、リスク・プロファイルを踏まえた適切な頻度で測定しております。各リスクは最終的にソルベンシー規制、内部管理および経済価値ベースの3つの基準毎に統合され、自己資本と対比することにより会社のリスク対応力を測定しております。フコク生命単体としての測定のほか、グループ全体の測定も行っております。

● モニタリング・報告

各リスクの測定結果は、リスク管理委員会の下部各委員会における定期的なモニタリングを経て、統合リスク量、リスク対応力および重要リスク管理指標とともにリスク管理委員会へ報告されます。同内容はリスク管理委員会において審議され、取締役会へ報告しております。

● 事業戦略への反映

モニタリングと報告の結果は、自己資本、リスクおよびリターンの一体的な管理のもと、商品設計、販売政策、ALM、資本政策、配当政策等の事業戦略に反映されます。重層的かつ多面的なモニタリングを通じてリスクが顕在化する兆候を早期に把握し、リスクの回避、移転、軽減、許容等の様々な観点から策定した有効なコントロール手段を遅滞なく実行しております。

● ストレステスト

当社では大震災やパンデミック、世界的金融危機の再来など、経営に重大な影響を及ぼす可能性のあるシナリオを設定し、全社的ストレステストを実施しております。ストレステストにあたっては単に財務の健全性を確認だけでなく、そのような状況下で想定される経営のアクションとその効果についても検証しております。ストレステストの結果は、リスク管理委員会および取締役会に報告したうえで、当社の経営上または財務上の追加措置の必要性の検討に活用しております。

ALM戦略

ALMとは、資産（Asset）と負債（Liability）を総合的に管理（Management）する手法のことです。ALMとして、負債である保険契約と資産である保有債券のデュレーション（金利変動に対する時価変動の程度）をマッチングさせることは金利変動リスクの抑制につながりますが、例えば低金利環境下においては、かえって将来の運用収益増大の機会を失うことになりかねません。そのため、当社では、負債である保険契約の超長期性を踏まえたうえで、自己資本、リスクおよびリターンの一体的な管理のもと、金利情勢や商品特性に応じた実効性のあるALMを実践しております。

● 統合的リスク管理体制

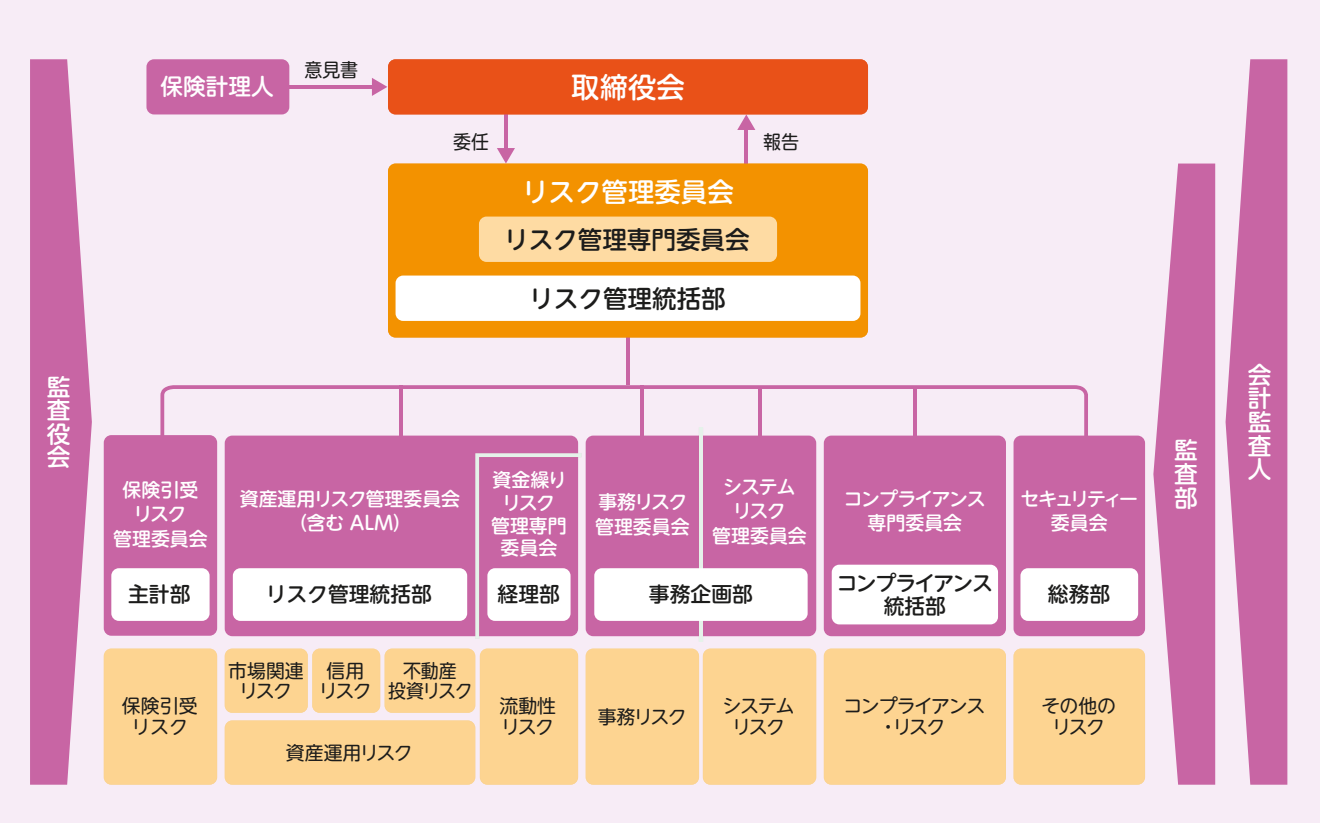
統合的リスク管理に関する方針・規程など

当社では、経営方針を踏まえたリスク選好を記した「リスク・テイク・ステートメント」を定め、取締役会で定める「リスク管理の基本3規程[※]」などにもとづきリスク管理を経営戦略と一体で行っております。「リスク管理の基本3規程」では、当社の統合的リスク管理に関する基本的な考え方、統合的なリスク管理の体制、リスク管理に係る役割・権限を定め、それらを踏まえた実務上のルールとして各リスクの管理規程などを制定しております。
※「統合的リスク管理に関する基本方針」「リスク管理委員会規程」「統合的リスク管理に関する組織権限規程」をリスク管理の基本3規程と呼んでおります。

リスク管理体制

当社は、取締役会により設置されたリスク管理委員会においてERMを行っております。リスク管理委員会に複数の下部委員会を設置し、事業運営を通じて発生する各リスクの管理およびALMを行い、それらのリスクをリスク管理委員会で全社的に統合して評価し、適切なリスク・テイクとリスクへの対応を検討しております。さらに、統合的リスク管理の充実を図ることを目的としてリスク管理委員会を補佐するリスク管理専門委員会を設置しております。リスク管理委員会は常勤の取締役等を委員とし、委員長は社長が務め、下部各委員会の委員長は取締役が務めるなど、経営陣のリーダーシップにもとづくリスク管理態勢としております。グループ全体のリスク管理状況については、リスク管理専門委員会を中心に把握に努めております。特にフコクしんらい生命については、当社のリスク管理委員会事務局および下部各委員会事務局が、所管するリスクの管理状況を直接モニタリングしております。また、こうしたリスク管理態勢が有効に機能していることを監査部が検証しております。

■ リスク管理体制図



保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクです。

当社では、リスク・プロファイルを通じて潜在的なリスクを含めて漏れなく洗い出したうえで、重要なリスクを特定し、特性などに応じて定量的または定性的にリスクの評価を行い適切に管理しております。具体的には、実際の金利水準や保険事故発生率などが保険料率設定時に用いた計算基礎と比べて合理的な範囲内に収まっていること、バリュエ・アット・リスク (VaR) ^{*}にもとづき算出したリスク量が一定の範囲内に収まっていることなどを定期的に検証し、必要に応じて保険料率の改定、保険契約引受基準の見直し、再保険に付すなどの対応を行っております。

※バリュエ・アット・リスク (VaR) とは、過去の実績にもとづき統計学的に算出した、一定期間に生じる可能性のある予想最大損失額です。

●再保険について（再保険を付す場合の方針）

当社では、保有する保険契約にかかわるリスクを分散し安定した収益を確保する目的で、一定の条件に該当する保険契約を再保険に付しております。再保険を付すにあたっては、再保険引受先の主要格付機関の格付けや健全性、査定能力などを参考に、リスク分散効果を高めるため複数の再保険会社を選定しております。

資産運用リスク管理

資産運用にあたっては、「ご契約者の利益擁護」のため、生命保険という商品の負債特性を踏まえながら、安全かつ有利の原則に従い、将来にわたって高水準の運用収益を確保していくことを資産運用の基本方針としております。

資産運用リスク管理にあたっては、リスク・プロファイルを通じて、潜在的なリスクも含め資産運用にかかるリスク事象を洗い出したうえで、全社的な観点から評価・選別される重要なリスクについては、特に重点的に管理しております。具体的には、主要な金融・経済指標をモニタリングするとともに、資産運用リスク（市場関連リスク、信用リスク、不動産投資リスク）の状況を日々監視しながら、資産運用関連部門への牽制機能を働かせることにより、基本方針を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。

なお、当社ではVaR手法を用いてリスク量を算出し、保有資産から生じる可能性のある最大損失額を一定の水準以下に抑えるというコントロール方法を採用しております。

●市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利や株価、為替レートの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクです。当社では、VaRによる管理に加え、感応度分析やストレステストを定期的を実施し、リスク量の把握を行っております。また、資産ごとの投資制限に加え、一定以上の損失を防止するためのルール（ロスカットルール）を定め、過大なリスクや損失が発生しないように管理しております。

●信用リスク管理

信用リスクとは、投融資先の財務状況の悪化などにより、元本や利息が予定どおり回収できなくなり損失を被るリスクです。当社では、投融資執行部門から独立した審査部門による事前審査に加え、信用リスクに応じた社内格付の付与とモニタリングを実施しております。また、特定企業やグループに対する与信集中の回避やVaRによるリスク量の把握を行っております。

●不動産投資リスク管理

不動産投資リスクとは、賃貸料の変動により保有する不動産にかかる収益が減少する、または市況の変化により保有する不動産の価格が下落することで損失を被るリスクです。当社では、投資執行部門から独立した審査部門による事前審査に加え、最低投資利回りの設定や、保有する不動産の稼働率や含み損益などのモニタリングを行っております。

●流動性リスク管理

流動性リスクとは、保険金などの予期せぬ大量支払いにより資金繰りが悪化し、資金確保のため通常よりも低い価格での資産売却を余儀なくされることで損失を被るリスク、および金融資本市場の混乱などにより取引ができなくなることで損失を被るリスクです。当社では、こうしたリスクに備えて、流動性の高い資産（現預金・コールローン・国債など）を一定以上確保するとともに、資産ごとに市場環境に応じた投資制限を設定することで対応しております。

事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、または事故・不正などを起こすことにより損失を被るリスクです。当社では、事務基準などを規程化・マニュアル化し、事務の標準化を図り、事務リスクの顕在化防止に努めております。一方、顕在化した事務リスクについては、原因分析・再発防止に努めております。

また、近年は業務の多様化・専門化に伴い、業務の外部委託が増加しております。外部に委託した業務に伴うリスクについては、外部委託先管理に関する独立した方針・規程を設け、管理しております。

なお、執行する業務等については、自部門内での相互検証を制度化しているほか、事務企画部や監査部など独立した部門による事後検証や監査を実施し、相互牽制機能が正常に働くよう体制を整備しております。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンや誤作動、システムの不備・不正使用などにより損失を被るリスクです。

当社では、業務の根幹を担い、お客さまの大切な情報を管理するコンピュータシステムの安全稼働を確保するため、「公益財団法人 金融情報システムセンター」発行の安全対策基準などに準拠した各種セキュリティ対策を実施するとともに、システムリスクの洗い出し、評価、改善、点検を繰り返し実施することにより、リスクの低減に努めております。加えて、定期的に外部の専門家によるシステム監査を受けることにより、システムリスク管理レベルの向上を図っております。

また、コンティンジェンシープラン（緊急対応計画）を整備し、バックアップシステムを主要なコンピュータシステムとは別な地域に設け、定期的な訓練を実施することで、大規模災害等の不測の事態にもお客さまへの継続的なサービス提供が行える体制を構築しております。さらに、近年はサイバー攻撃の脅威が高まっているため、サイバー攻撃に対する対応専門チームを社内を設置し、攻撃を検知・防御するための技術的対策の導入や、サイバー攻撃に備えた対応訓練の実施など、サイバーセキュリティ管理態勢の強化に取り組んでおります。

コンプライアンス・リスク管理

コンプライアンス・リスクとは、役職員によるお客さま基点を欠く行為等により、会社が信頼を失い、さらには損失を被るリスクです。

当社では、コンプライアンスを法令の遵守とのみ理解するのではなく、生命保険業の公共性を踏まえ、広く社会からの要請に応えることが「お客さま基点」に通じるとの認識のもと、最適な商品やサービスの提供というお客さまの期待に応えることと捉えております。この考えのもと、全役職員に対しコンプライアンス・プログラムにもとづいた実践的な教育を継続的に実施し、リスク文化の醸成、経営理念の浸透に努めております。

また、リスク・プロファイルを通じて潜在的なリスクを含めて漏れなく洗い出したうえで、全社的な観点から評価・選別される重要なリスクについては、特に重点的に管理していく態勢を構築しています。具体的には、データベースを活用した保険募集における不正検知態勢の強化に向けた取組みを進めているほか、欧州の先進的な事例を参考に、商品ライフサイクルにもとづくコンダクトリスク管理のフレームワークを策定するなど、社会動向・技術革新にキャッチアップした対応を行っております。

その他のリスク管理

その他のリスクとは、例えば火災、地震・洪水・噴火等の自然災害、犯罪等の事件、不慮の事故、風評、企業情報の流出・漏洩、テロ、新型感染症などにより損失を被るリスクが該当します。

当社では、平常時とは異なる統制や管理が必要となる緊急事態に備え、危機に直面しないよう予防する対策、ならびに危機に直面した場合の対策や態勢を「事業継続に関する基本方針」に定め、事業への影響の極小化および効率的な事業復旧を図ることとしております。大規模な地震や新型感染症のパンデミックに備えて、事業継続計画（BCP）と個別のマニュアルを策定し、お客さまからのお問合わせやご請求などに対し、迅速な対応が行える態勢の整備に努めております。

エマージング・リスクの管理について

すでに発生していて拡大しつつある、あるいは将来起こるかもしれないリスクであるエマージング・リスクについては、網羅的かつ能動的に把握し、特定したリスクについて継続的にモニタリングを実施しております。例えば、サイバーリスクや地政学リスク、気候関連リスクが該当し、これらのリスクに対しては、過去に発生した事象の再発のみを念頭においたリスク管理では対応が困難であることから、適切なリスク管理とその高度化に努めております。

レジリエンスの強化に向けた取組み

● レジリエンスとは

当社は、自己資本、リスクおよびリターンの一体的な管理のもと自己資本の充実に努め、経済環境の激変や大災害といった危機にも耐えられる資本基盤を構築していますが、それだけではお客さまから揺るぎない信頼は得られません。危機からできるだけ早く回復して危機後の状況に適応し、お客さまの利益を守り社会に貢献し続けることができて、はじめてお客さまから揺るぎない信頼が得られるものと考えます。

レジリエンスとは、本来は、弾力性、すなわち外部から負荷を受けたときに元に戻る力を意味しますが、当社ではより広くとらえ、「危機からできるだけ早く回復して危機後の状況に適応し、お客さまの利益を守り社会に貢献し続ける能力」と位置付け、レジリエンスの強化をERMの重要なテーマのひとつとして推進しております。

● レジリエンスの強化に向けた取組み

当社では、レジリエンス強化の一環として、ストーリー性のあるシナリオのもと全社的なストレステストを実施しており、自己資本の充実度を確認したうえで、危機から早期に回復するためにはどのような行動を取ればよいかという観点から、その回復過程についてもシミュレーションを行っております。デジタル化の加速に伴い、ITへの依存度がますます高まっていることを踏まえ、2023年度は「大規模システム障害」をテーマにストレステストを実施し、社内対応やお客さま対応、マスコミ対応の観点から、今後の体制整備の方向性について検討しました。その結果、当社では重大な危機事象に対する事業継続計画の策定やバックアップシステムを用いた業務継続態勢を構築しているものの、障害が長期化する場合には各種手続きに関するお客さま対応が遅延するといった課題などが洗い出されました。お客さま向けの情報発信ツールの拡充や業務がひっ迫する部門の支援体制の構築などのさらなる強化を進めてまいります。

● 2024年度 の取組み

近年、中東やウクライナ情勢などに端を発する地政学リスクが高まっております。本リスクが顕在化すれば、原油などの資源価格の高騰や金融資本市場の混乱などにより日本経済や産業に甚大な影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、2024年度については、「地政学リスク」をテーマに全社的なストレステストを実施します。本テストを通じて地政学リスクの顕在化が当社に及ぼす影響を確認し、その対応策や影響を軽減させるための取組みについて改めて検討してまいります。

当社は、引き続きこれらの取組みにより会社のレジリエンスを強化し、お客さまに選ばれ続ける会社となることを目指してまいります。

● 第三分野保険の責任準備金の十分性の確認について

(保険業法第二百一十一条第一項第一号の確認〈第三分野保険に係るものに限る〉の合理性および妥当性)

第三分野における責任準備金の積立ての適切性を確保するための考え方

医療保険などの第三分野保険は、医療政策などの外的要因によって当初の想定より保険金等の支払いが増加する可能性があるなど、過去のトレンドからは予測困難な不確実性を内在しています。

このような第三分野保険の特性を踏まえて、当社では第三分野保険について、実績の保険事故発生率が、あらかじめ設定した保険事故発生率の範囲内となっているこ

とを悪化の兆候の有無を含めて定期的に検証しており、問題があれば当該商品の販売を停止し計算基礎率を見直す態勢となっております。また、法令および社内規程で定められた第三分野保険に係るストレステスト・負債十分性テストを実施し、責任準備金の積立必要額を適切に算出しております。

ストレステスト・負債十分性テストにおける危険発生率等の設定水準の合理性および妥当性

第三分野保険に係るストレステスト・負債十分性テストに使用する保有契約高、契約区分、使用する数理モデルおよび危険発生率などについては、法令および社内規程に則って設定しております。また、危険発生率につい

ては、年齢構成の変化を踏まえたうえで将来の不確実性を織り込むなど合理的なものとなっており、その水準は当社の実績からみて妥当なものとなっております。

テストの結果

2023年度末は、ストレステストにもとづく危険準備金を59百万円、負債十分性テストにもとづく追加責任

準備金を84百万円積み立てております。

第三分野保険に係るストレステスト・負債十分性テストとは

保険事故発生率の不確実性を踏まえたうえで、第三分野保険の責任準備金の十分性を確認するための仕組みが第三分野保険に係るストレステストと負債十分性テストです。

第三分野保険に係るストレステストとは、保険金等の支払いの悪化を反映したうえで、あらかじめ設定した保険事故発生率の十分性を確認するものです。あらかじめ設定した保険事故発生率によって通常想定される範囲を超えた悪化を賄えない場合には危険準備金を積み立てて、さらに通常想定される範囲内の悪化も賄えない場合には負債十分性テストを実施します。

負債十分性テストとは、保険金等の支払いの悪化を反映し、収入支出全体の動向を踏まえて保険料積立金の十分性を確認するものであり、テストの結果、十分でない場合には追加責任準備金を積み立てます。

● コンプライアンス態勢

コンプライアンス態勢の充実

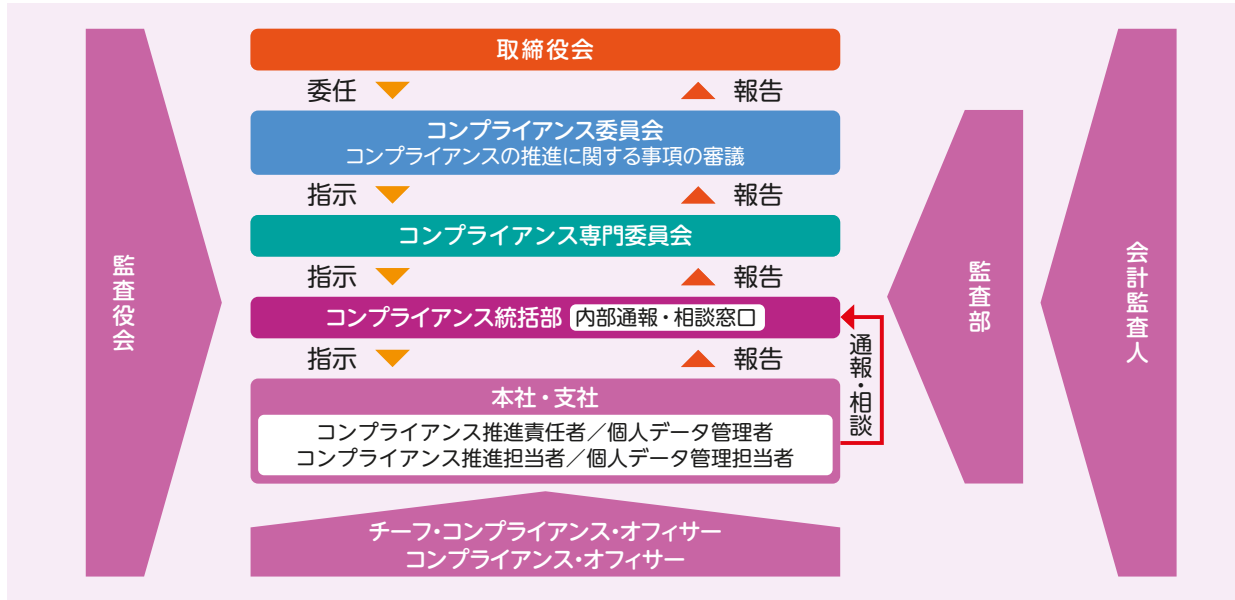
当社役職員は、企業の成員としてだけでなく社会の一員として、法令のみならず慣習や社会通念の観点からも遵法精神を尊ぶ意識をさらに高めてまいります。そのために、当社はコンプライアンス態勢を整備・強化するとともに実践的なコンプライアンス教育を継続的に実施しております。しかしながら、万全な態勢のもとでも不適正な事象を完全に排除することはできないと認識しております。不適正な事象を早期に発見して、適正かつ迅速に対応するとともに再発防止に向けて、不断の改善・是正に努めることが重要であると考えております。

● 組織体制

社長が委員長となり、常勤の取締役等で構成される「コンプライアンス委員会」が、取締役会からの委任を受けてコンプライアンスの推進に関する事項（コンプライアンス・プログラムの策定など）を審議し、コンプライアンスの推進を図っております。また、同委員会の事務局は、コンプライアンス統括部が担当しております。

そして、本社各部門および支社におけるコンプライアンス推進の責任者（コンプライアンス推進責任者）と実務担当者（コンプライアンス推進担当者）がコンプライアンス統括部の指示のもと、コンプライアンスを実践・推進しております。

さらに、コンプライアンス統括部にチーフ・コンプライアンス・オフィサーおよびコンプライアンス・オフィサーを配置することによって、常時コンプライアンス・チェックを行っております。



● 基本方針・規程など

経営理念を確実に実践するためコンプライアンスに関する基本的な事項を定めた「コンプライアンスに関する基本方針」と、それを具体化しコンプライアンス推進体制や社内各部門の責任・役割・権限を定めた「コンプライアンスに関する組織・権限規程」を制定しております。そして、これらの方針・規程にもとづいた年度毎のコンプライアンス実践計画としてコンプライアンス・プログラムを策定し実践しております。

また、全役職員が日常業務を遂行するにあたって、遵守すべき基本原則・行動規範を定めた「富国生命役職員行動規範」を制定しております。

● コンプライアンスの推進

コンプライアンス意識の徹底を図るため、コンプライアンスに関する方針、社内規程、関係法令などの解説や留意事項をまとめたコンプライアンス・マニュアルを毎年作成しております。

また、コンプライアンス・プログラムにもとづき、階層別・所属別研修を定期的に実施して、コンプライアンス意識や知識の向上を図っております。

さらに、コンプライアンス推進責任者・コンプライアンス推進担当者は、コンプライアンス・オフィサーの資格を取得して、コンプライアンスの推進を図っております。

一方、コンプライアンスに関する職員からの質問や相談、不適正事象の通報を受け付ける相談窓口を社内外に設けて現場の声を吸い上げることにより、不適正な事象の早期発見と適正かつ迅速な対応を図るとともに再発防止に努めております。

● 内部通報制度

社内における法令違反・社内規程違反などの行為を早期発見し、調査・是正を図り、会社の自浄作用を促進するため、内部通報・相談窓口を設置しております。内部通報・相談窓口を安心して利用できるよう、通報を理由とした不利益な取扱いを受けないことや通報者を特定される情報の漏えい、通報者の探索の禁止などを明確に定めています。

● マネー・ローンダリング等の防止および反社会的勢力への対応

マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策および反社会的勢力との関係遮断の推進・徹底については、当社がお客さまから信頼される保険会社であり続けるための重要課題であるとともに、社会的な責務であると認識しています。

・ マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策

マネー・ローンダリング等防止態勢について「マネー・ローンダリング等の防止に関する規程」を定めるとともにマネー・ローンダリング対策委員会を設置し、対策の推進を行っております。

・ 反社会的勢力への対応

当社では、「反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針」および「反社会的勢力対応規程」を定めております。また、2012年4月から生命保険約款へ暴力団排除条項を導入し、反社会的勢力との一切の取引関係を遮断するための取組みを推進しております。

● 利益相反の適切な管理

当社では、「利益相反管理のための基本方針」および「利益相反管理規程」を定め、お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理を推進しております。

● 個人情報等の保護

当社では、お客さまから信頼される保険会社であり続けるための最重要課題の一つがお客さまの個人情報等の取扱いにあると考えており、個人情報保護方針である「プライバシーポリシー」および「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」を定め適切な取扱いを行っております。

「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」をはじめ、その他関連法令・ガイドラインなどを遵守し、今後とも個人情報等を適切に取り扱うとともに保護に努めてまいります。

・ 全社における個人情報等保護の推進

コンプライアンス統括部担当役員を個人データ管理責任者とし、本社各部門・支社には「個人データ管理者」「個人データ管理担当者」を配置し、個人情報保護オフィサーの資格を取得して、全社における個人情報等の適切な取扱いと保護に努めております。

・ 職員への教育

個人情報等の適切な取扱いに関するルールを正しく理解し、実践するために、集合研修や本社各部門および支社・営業所において個人情報等保護に関する研修を実施しております。さらに研修以外にも、お客さまアドバイザーが所持するPlanDoへ定期的にメッセージを送信するなど、個人情報等保護に関する指導を行っております。

反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針

1. 目的

この反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針は、不当要求の拒絶に限らず、反社会的勢力との関係を遮断するための基本的な事項を定めることにより、当社および当社役職員、ご契約者等への被害を防止し、公共の信頼および業務の適切性・健全性を確保することを目的とします。

2. 定義

「反社会的勢力」とは、暴力・威力・詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人のことをいい、いわゆる暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等に加え、暴力的な要求や法的な責任を超えた不当な要求を行う集団または個人も含まれます。

3. 原則

当社は、「1. 目的」を達成するため、以下の原則を遵守します。

①取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力と一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力と知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力またはその疑いがあると判明した時点で、速やかに関係を解消します。

②裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力に対し、理由の如何に関わらず、裏取引や資金提供を行いません。

③組織としての対応

当社は、反社会的勢力との関係遮断においては、その対応を担当者や担当部署のみに任せることなく、代表取締役および反社会的勢力対応担当役員の指揮の下、関連する部門が一丸となり、また関連会社が一体となって対応します。

④外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力との関係遮断に備え、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

⑤有事における民事と刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力との関係遮断においては、あらゆる民事上の法的手段を講じるとともに、何らかの被害を受けた場合は積極的に被害届を提出するなど刑事事件化を躊躇しません。

利益相反管理のための基本方針

富国生命保険相互会社（以下「当社」といいます。）および当社グループ会社は、当社および当社グループ会社が行う取引により、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、適切な利益相反管理を行うため、本基本方針を定め、これを遵守してまいります。

1. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当社および次の当社グループ会社（以下「グループ会社」といいます。）です。

- ①フコクしんらい生命保険株式会社
- ②富国生命投資顧問株式会社
- ③富国生命インターナショナル（英国）株式会社
- ④富国生命インターナショナル（米国）株式会社
- ⑤富国生命インベストメント（シンガポール）株式会社

2. 利益相反のおそれのある取引の特定

当社およびグループ会社は、必要な情報を収集し、利益相反管理を必要とする利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）を特定し、次のとおり分類して管理を行うものとします。

- ①当社またはグループ会社とお客さまとの間で生じる利益相反
- ②当社またはグループ会社のお客さまと他のお客さまとの間で生じる利益相反
- ③不適切な情報の利用

3. 利益相反管理の方法

当社およびグループ会社は、利益相反管理の方法として次に掲げる方法その他の方法を適宜選択し、またはそれらを組み合わせることにより、お客さまの保護を適正に行います。

- ①利益相反を発生させる可能性のある部門を分離する方法
- ②利益相反のおそれのある取引の一方または双方の取引条件または方法を変更する方法
- ③利益相反のおそれのある取引の一方の取引を中止する方法
- ④利益相反のおそれのあることをお客さまに開示する方法

4. 利益相反管理態勢

当社は、当社およびグループ会社の利益相反管理を統括するための部署およびその責任者（利益相反管理統括者）を設置し、必要な規程の制定を行い適切な利益相反管理を行うものとします。

「プライバシーポリシー」（個人情報保護方針）

当社は、お客さまから信頼され続ける保険会社となることを第一に考え、個人情報の取扱いに関する方針を定め、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）その他の関連法令・ガイドライン等を遵守し、お客さまからお預かりしている大切な個人情報の適正な管理・利用と保護、および個人情報の取扱いに関するお客さまからのご質問、ご相談・お申出等に対して迅速かつ適切な対応に努めています。

①個人情報の利用目的

当社は、お預かりした個人情報を、下記の目的のために、業務上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

(1)各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い

(2)関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理

(3)当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実

(4)その他保険に関連・付随する業務

上記利用目的は、本プライバシーポリシーをホームページおよびディスクロージャー誌等に掲載することにより公表するほか、書面等によりお客さまから直接個人情報を収集する場合に明示します。

②収集する個人情報の種類

保険等の契約に必要な個人情報として、お客さまの住所・氏名・生年月日・性別・電話番号の他、お客さまの健康状態、職業等について収集します。

また、当社が提供する各種サービスに関連して本人確認に必要な個人情報等のご提出をお願いする場合があります。

③個人情報の収集方法

個人情報を収集するにあたっては、個人情報保護法その他の関連法令・ガイドライン等に照らして適法・公正な方法にて、主に、申込書・契約書やアンケートにより収集します。

また、キャンペーン等の実施により、インターネット・郵送等で個人情報を収集する場合があります。

④個人情報の提供

当社では、下記の場合を除き、あらかじめお客さまの同意を得ずに、個人情報を第三者に提供することはありません。

(1)法令に基づく場合等、個人情報保護法第27条第1項各号に定められた場合

(2)個人情報保護法第27条第5項第1号にもとづき、「1. 個人情報の利用目的」に記載の目的のために、業務を委託する場合

当社は、各種保険契約のお引受けや保険金・給付金等のお支払いに関する確認業務、情報システムの保守業務、印刷業務等の各種業務の全部または一部を外部委託する場合があります。その場合、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内でお客さまの個人情報を外部委託先に提供します。なお、外部委託先に提供した個人情報が安全に管理されるよう適切に監督いたします。

(3)個人情報保護法第27条第5項第3号にもとづき、「1. 個人情報の利用目的」に記載の目的のために、関連会社・提携会社との間で個人情報を共同利用する場合、および保険制度の健全な運営に必要なため、お客さまの保険契約等に関する所定の情報を一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社等と共同して利用する場合等（詳細は当社ホームページをご参照いただくか、「8. 個人情報の取扱い

に関するお問合わせ先」までご連絡ください）

(4)その他個人情報保護法にもとづき提供が認められる場合

⑤個人情報の管理

個人情報を正確かつ最新の状態にするために適切な措置を講じるとともに、個人情報への不正なアクセス等が行われることを防止するために適切な対策を講じます。

また、当社役職員に対し、研修等を通じて個人情報の適切な取扱いの周知徹底を継続的に行います。

⑥お客さまからの開示・訂正・利用停止等のご依頼

お客さまからご自身の個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等または第三者への提供の停止のご依頼があった場合は、ご本人からのお申出であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り対応いたします。具体的な手続方法、ならびに利用目的の通知および開示請求に際し申し受けます手数料の詳細につきましては、当社ホームページをご参照いただくか、「8. 個人情報の取扱いに関するお問合わせ先」までご連絡ください。

⑦プライバシーポリシーの見直し

当社は、本プライバシーポリシー各項における取り組みを適宜見直し、改善してまいります。また、本プライバシーポリシーを変更した場合、すみやかに当社のホームページに掲載し、公表いたします。

⑧個人情報の取扱いに関するお問合わせ先

個人情報の取扱いに関するお問合わせは、下記までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

富国生命保険相互会社　お客さまセンター

電話番号：0120-259-817
所在地：〒270-1352 千葉県印西市大塚2-10
フコク生命のホームページURL：
https://www.fukoku-life.co.jp

⑨認定個人情報保護団体におけるお申出・相談窓口

当社は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会に加盟しております。

同協会の対象事業者である生命保険会社の個人情報の取扱いに関するお申出・相談窓口は下記のとおりです。

一般社団法人生命保険協会　生命保険相談室

電話番号：03-3286-2648
生命保険協会のホームページURL：
https://www.seiho.or.jp

⑩特定個人情報等の取扱い

お客さまの個人情報のうち、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）に規定する特定個人情報、および個人番号の取扱いにつきましては、別途定める「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」によるものとします。

特定個人情報等の取扱いに関する基本方針

当社は、お客さまから信頼され続ける保険会社となることを第一に考え、お客さまの個人情報のうち、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます。）に規定する特定個人情報※、および個人番号（以下、併せて「特定個人情報等」といいます。）の取扱いに関する基本方針を定め、番号法・その他の関連法令・ガイドライン等を遵守し、お客さまからお預かりしている大切な特定個人情報等の適正な管理・利用と保護、および特定個人情報等の取扱いに関するお客さまからのご質問・ご相談・お申出等に対して迅速かつ適切な対応に努めます。

※「特定個人情報」とは、個人情報のうち、個人番号（または個人番号の代替物）をその内容に含むものをいいます。

①特定個人情報等の利用目的

当社は、お預かりした特定個人情報等を、番号法に規定する下記の個人番号関係事務のために、業務上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

(1)保険取引に関する支払調書作成事務

(2)不動産取引に関する支払調書作成事務

(3)報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務

(4)株式等の譲渡の対価等の支払調書作成事務

(5)配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書作成事務

(6)前各号に掲げる事務以外の、個人番号関係事務として当社が行う法定調書作成事務

②特定個人情報等の収集

当社は、番号法に規定する個人番号関係事務を処理するために必要な場合にのみ、特定個人情報等を収集し、また、お客さまに特定個人情報等のご提供をお願いします。

③特定個人情報等の安全管理措置

当社は、お預かりした特定個人情報等の漏えい、滅失または毀損の防止等、特定個人情報等の必要かつ適切な管理のために、取扱規程等を策定するとともに、番号法等に規定する「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」および「技術的安全管理措置」を講じます。

また、当社の従業員に特定個人情報等を取り扱わせるにあたっては、安全管理措置が適切に講じられるよう、従業員に対する必要かつ適切な監督を行います。

④特定個人情報等の提供

当社は、番号法に規定する特定個人情報等の提供が認められる場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供することはありません。

⑤個人番号の廃棄

当社は、お預かりした個人番号に係る個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令に規定する保存期間が経過したときは、個人番号をすみやかに廃棄または削除します。

⑥特定個人情報等の取扱いに関するお問合わせ先

特定個人情報等の取扱いに関するお問合わせは、下記までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

富国生命保険相互会社　お客さまセンター

電話番号：0120-259-817
所在地：〒270-1352 千葉県印西市大塚2-10
フコク生命のホームページURL：https://www.fukoku-life.co.jp